

市民の声

平成 27 年度版
(2015年度)

城 陽 市

城陽市民憲章

かぐわしい梅の香りと清らかな水のががふるさとを
愛し、先人の遺した文化を育み、平和でかがやかしい
城陽の未来を創造するために
わたくしたち城陽市民は

- 一、自然を生かし 美しい緑を育てましょう
- 一、教養を深め 豊かな文化をつくりましょう
- 一、心身を鍛え 働く喜びを大切にしましょう
- 一、隣人を愛し ふれあいの輪を広げましょう
- 一、秩序を守り やすらぎのまちを築きましょう

昭和57年11月7日
市制施行10周年を記念し制定



市の木 梅

昭和47年10月、市制施行を記念し制定。

南部丘陵地に広がる青谷の梅林は、春になると一面に漂うかぐわしい香りが、わたしたちの心をなごませてくれます。



市の花 花しょうぶ

昭和57年11月、市制施行10周年を記念し制定。

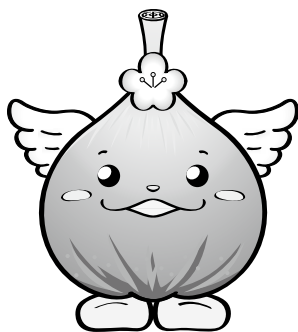
豊かな地下水に恵まれ、古くから栽培されている“花しょうぶ”は京阪神随一の生産高を誇り、多くの人びとに親しまれています。



市の鳥 しらさぎ

平成19年11月、市制施行35周年を記念し制定。

城陽市の歴史や文化に関わりの深い鳥、環境保全や自然と人との共生を実現するシンボルです。



城陽イメージキャラクター じょうりんちゃん

平成25年12月5日に誕生。

城陽市特産のイチジクをモチーフにし、梅の花をあしらった姿で、羽ばたく城陽をイメージしたキャラクター。

おばあちゃん子の元気な7歳の女の子です。

はじめに

この「市民の声」は、平成27年度（2015年度）の市民要望と専門相談の内容を統計的に集録編成したものです。

市民の市に対する要望や期待は複雑多岐にわたっておりますが、市では、できる限り市民の声を市政に反映させるよう努めているところであり、この小冊子もその一環として発行したものです。

「市民の声」をご覧くださいまして、市民のみなさんと市政の結びつきがさらに強まることを願っております。

平成28年（2016年）12月

城陽市長 **奥田敏晴**

目 次

はじめに

I 「市民の声」概要

1 「市民の声」総件数	1
2 要望・相談者の内訳	3
3 受付方法別件数	3
4 月別受付件数等の推移	3

II 市民要望

1 要望処理の流れ	4
2 要望内容	
(1) 要望内容別件数	5
(2) 月別件数	6
(3) 校區別件数	7
3 回答内容	
(1) 校區別・回答内容別件数	8
(2) 要望内容別・回答内容別件数	9

III 専門相談

1 各種専門相談一覧表	10
2 暮らしの困りごと合同相談	11
3 各相談の内容	12
A 法律相談	13
B 行政相談	13
C 人権相談	14
D 教育相談	14
E 障がい者相談	15
F 交通事故相談	15
G 消費生活相談	16
H 家庭児童相談	17
I 子育て相談	17
J こころの相談	18
K 高齢者のための総合相談	18
L 緑の相談	19
M 女性相談	19
N 市民活動相談	20
O 多重債務相談	20
P くらしと仕事の相談	20

利用上の注意

1. 相談割合は、小数点第2位を四捨五入しており、比率の合計が100.0%にならないことがある。
2. 専門相談の表中（ ）は前年度の件数をさす。

I 「市民の声」 概要

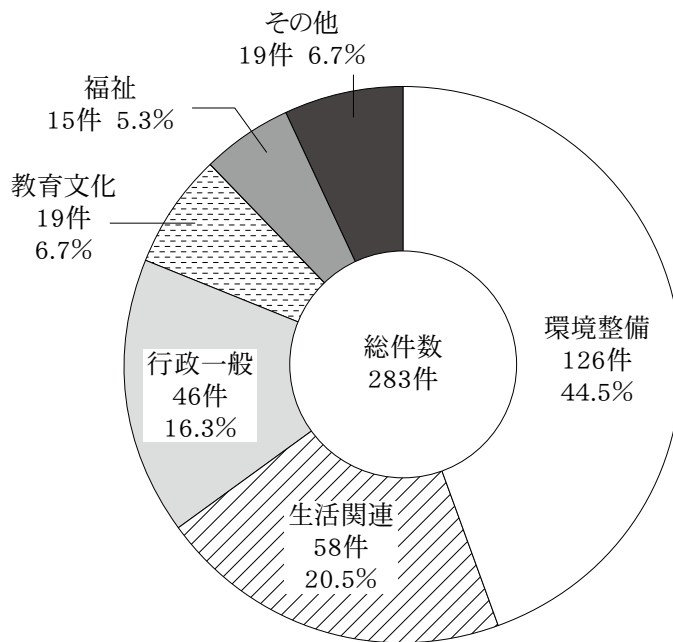
1 「市民の声」 総件数

平成 27 年度（2015 年度）の 1 年間で、市民のみなさんから寄せられました多くの要望・相談などは、市民要望 283 件と専門相談 6,259 件で、合計 6,542 件となっています。

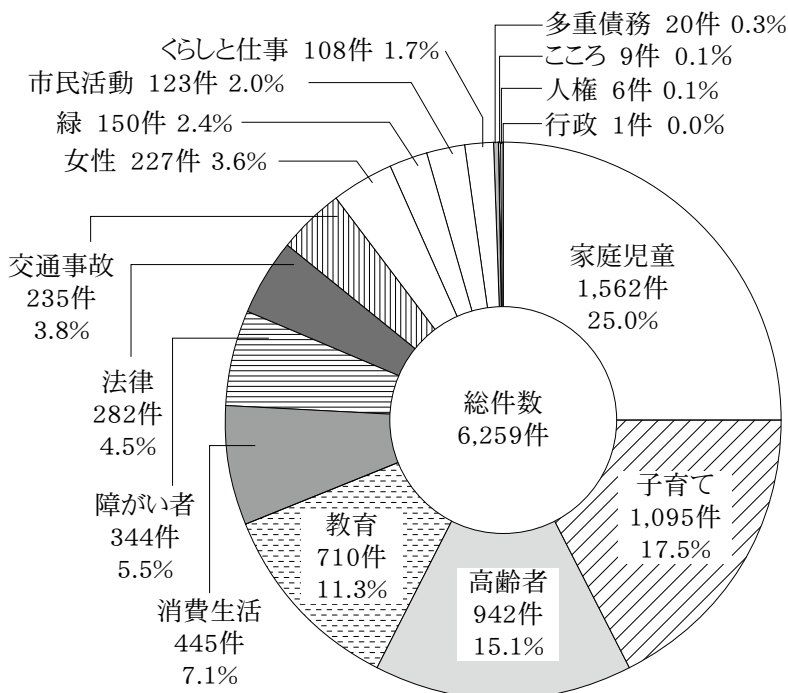
前年度に比べると市民要望は 9 件の増、専門相談は 166 件の減となっています。

市民要望の中では、土木・交通など環境整備に関するものが 126 件と最も多く、全体の 44.5% を占めています。また、専門相談では、家庭児童相談が 1,562 件（25.0%）と最も多く、次いで子育て相談が 1,095 件（17.5%）となっています。

[市民要望]

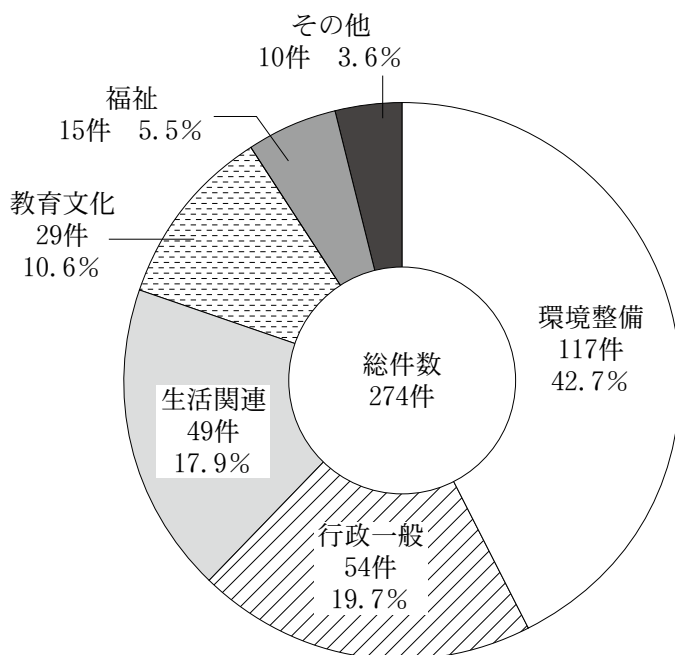


[専門相談]

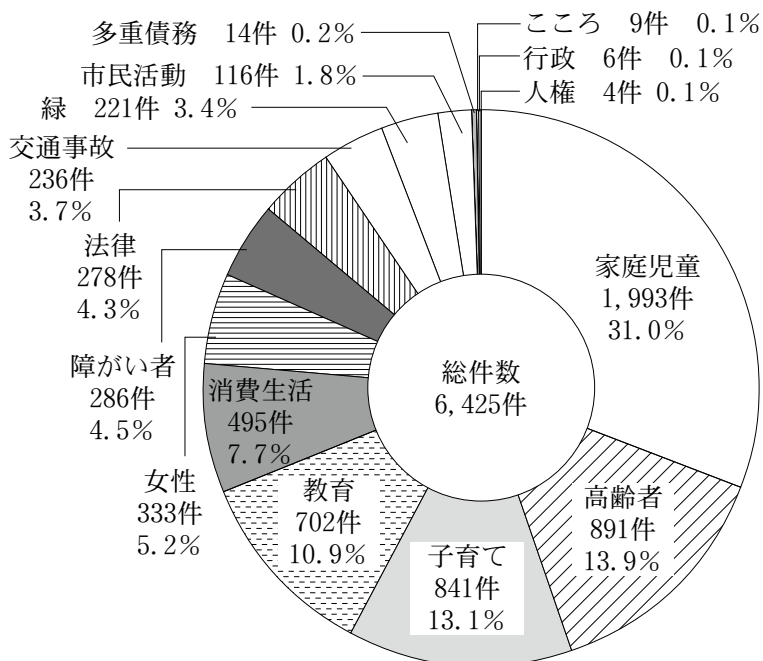


【平成26年度】

【市民要望】



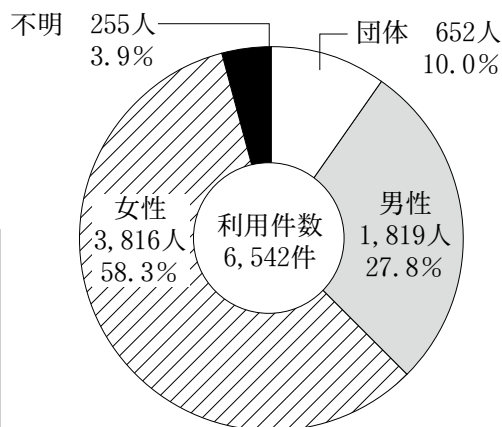
【専門相談】



2 要望・相談者の内訳

要望・相談者別の数では、女性・男性・団体の順に多くなっており、個人は男女とも専門相談を利用された人が大多数です。

区分	団体	個人				合計
		男性	女性	不明	小計	
利用件数	652	1,819	3,816	255	5,890	6,542



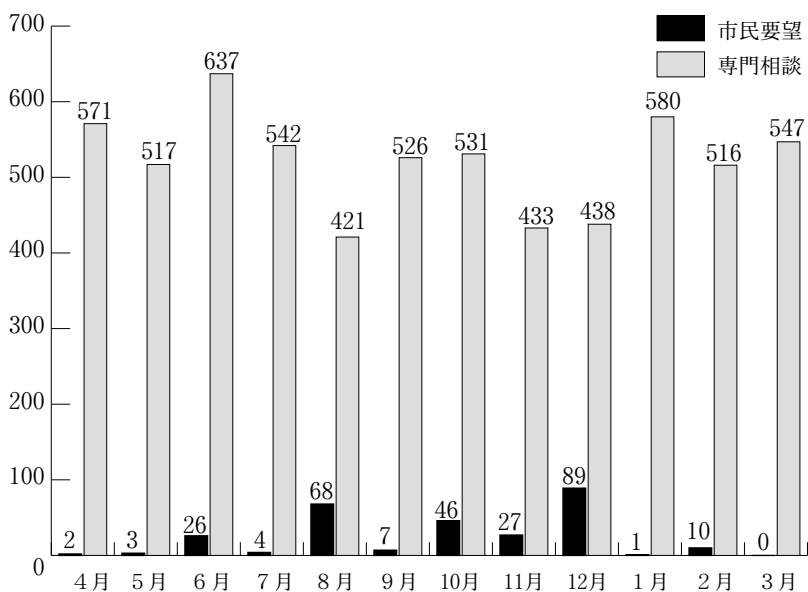
3 受付方法別件数

面談と電話の相談件数の合計が6,219件で、全体の95%以上を占めています。文書のほとんどが、自治会などからの要望です。

受付別	面談	文書	電話	その他	合計
件数	2,709	289	3,510	34	6,542

4 月別受付件数等の推移

月別受付件数



年度別受付件数

年度	件数
平成21年(2009年)	7,101
平成22年(2010年)	6,569
平成23年(2011年)	6,391
平成24年(2012年)	6,949
平成25年(2013年)	7,023
平成26年(2014年)	6,699
平成27年(2015年)	6,542

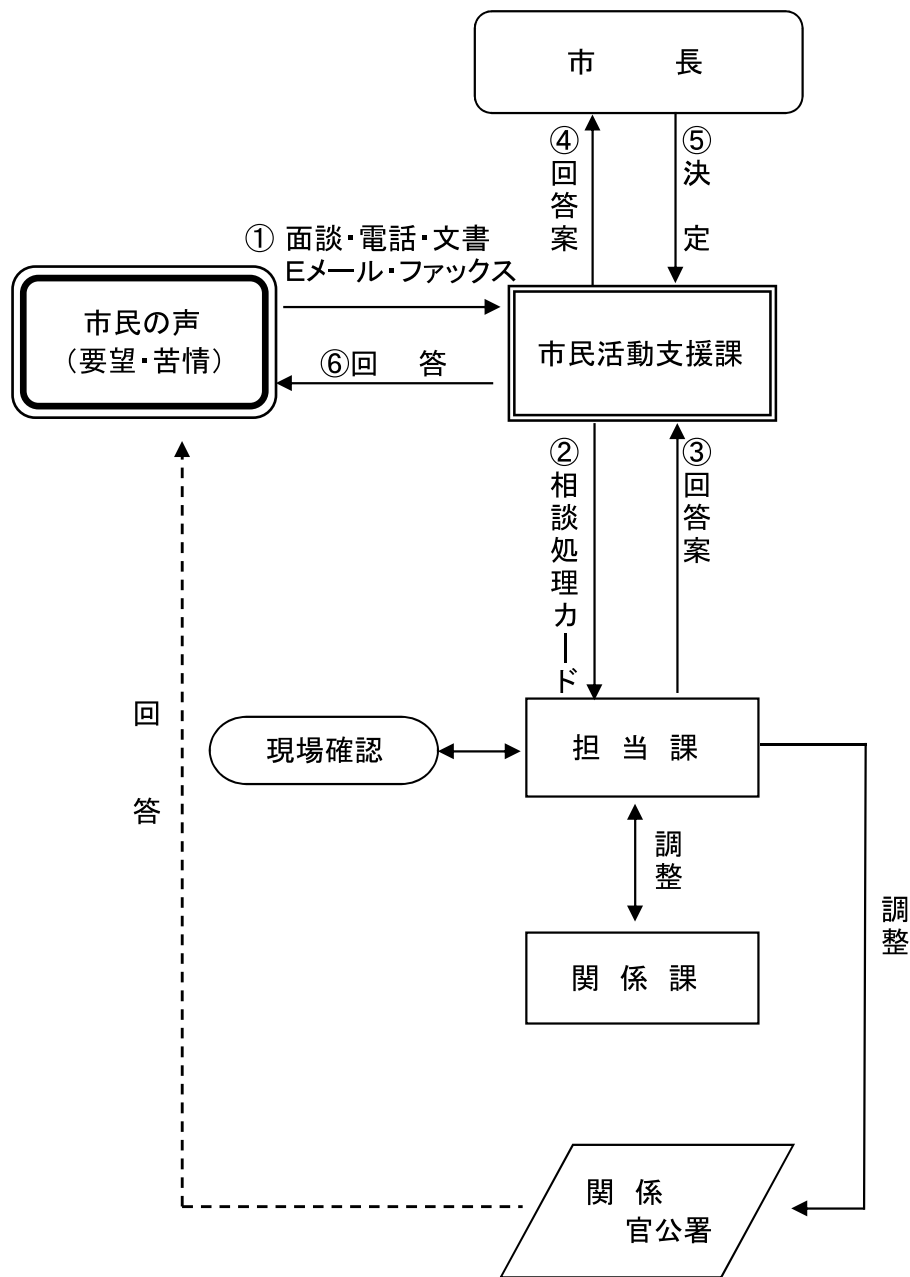
II 市民要望

1 要望処理の流れ

各自治会もしくは個人などから寄せられた市政に関する要望については、市民活動支援課で受け付け、相談処理カードにより内容別に担当課へ送ります。

担当課では、要望等の内容を検討し、必要に応じて関係課と調整した上で、回答案を作成し市民活動支援課へ返却します。

市民活動支援課では、受け取った各担当課の回答案をとりまとめて決裁処理し、申し出された市民や自治会に回答しています。

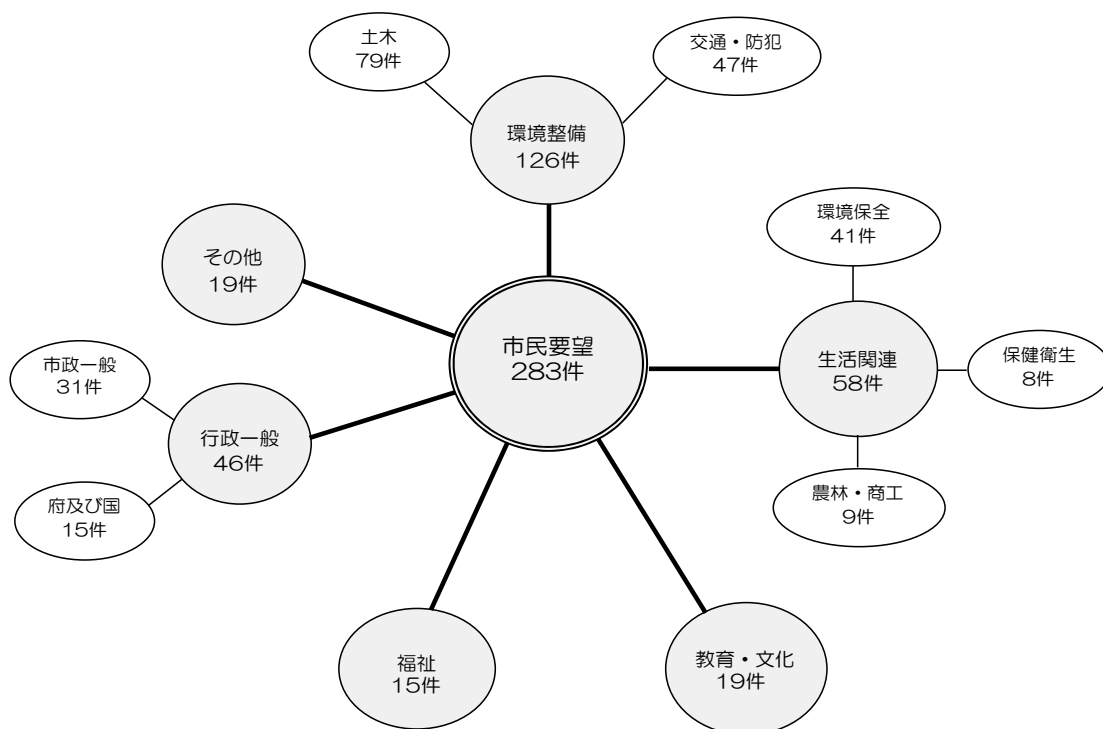


2 要望内容

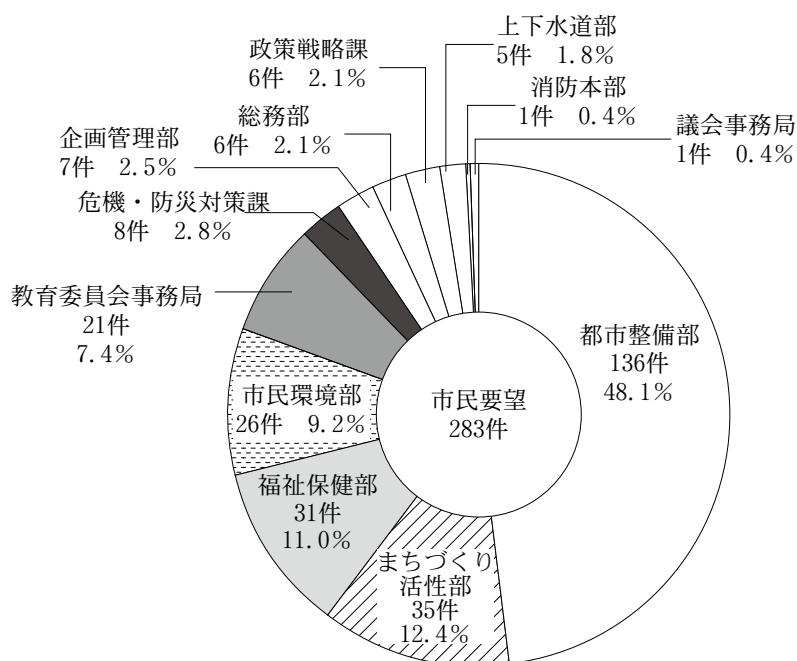
(1) 要望内容別件数

平成27年度（2015年度）に寄せられました市民要望は283件で、環境整備に関する要望が126件と最も多く、その内訳としては、土木が79件、交通・防犯が47件となっています。

次いで、生活関連58件の内訳としては、環境保全41件、農林・商工9件、保健衛生8件、また、行政一般46件の内訳としては、市政一般（自治会・防災に関するもの等）が31件、府及び国が15件などとなっています。



[担当部別件数]



(2) 月別件数

	建設	土木	交通 防犯	環境 保全	保健 衛生	農商 林工	教育 文化	福祉	市政 一般	府及 国	その他	合計
平成 27 年 4 月 (2015 年)	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
5 月	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
6 月	-	10	8	2	-	-	-	-	2	-	4	26
7 月	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	4
8 月	-	28	25	8	3	-	-	-	-	1	3	68
9 月	-	3	3	1	-	-	-	-	-	-	-	7
10 月	-	12	3	6	-	6	4	6	8	-	1	46
11 月	-	8	3	7	-	-	1	-	6	1	1	27
12 月	-	10	3	7	5	3	14	9	15	13	10	89
平成 28 年 1 月 (2016 年)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
2 月	-	-	2	8	-	-	-	-	-	-	-	10
3 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
合 計	0	79	47	41	8	9	19	15	31	15	19	283

※市政一般…自治会・防災に関するもの等

(3) 校区別件数

校区 区分	校区													合 計
	久津川	古 川	久 世	深 谷	寺 田	寺田南	寺田西	今 池	富 野	青 谷	その他	不 明		
団 体	4	2	14	27	-	1	-	9	68	34	121	-	280	
個 人	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	
合 計	4	2	14	27	0	1	0	9	71	34	121	0	283	

校区 区分	校区													合 計
	久津川	古 川	久 世	深 谷	寺 田	寺田南	寺田西	今 池	富 野	青 谷	その他	不 明		
建 設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
土 木	3	-	6	8	-	1	-	7	28	15	11	-	79	
交通・防犯	-	2	3	3	-	-	-	2	25	8	4	-	47	
環境保全	1	-	4	7	-	-	-	-	10	4	15	-	41	
保健衛生	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	5	-	8	
農林・商工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	9	
教育・文化	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	18	-	19	
福 祉	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	14	-	15	
市政一般	-	-	-	6	-	-	-	-	-	3	22	-	31	
府及び国	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	13	-	15	
そ の 他	-	-	-	1	-	-	-	-	4	4	10	-	19	
合 計	4	2	14	27	0	1	0	9	71	34	121	0	283	

※市政一般…自治会・防災に関するもの等

※その他（校区）…市外からの要望や校区で分けられない団体によるもの等

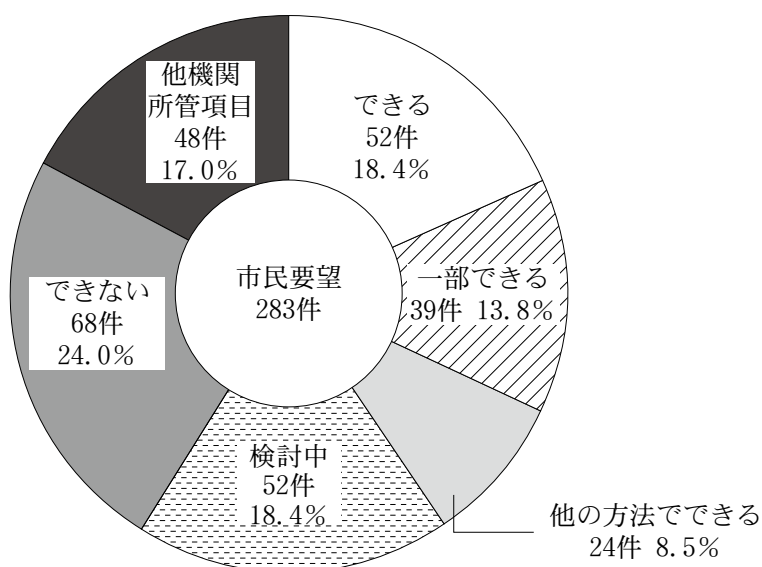
3 回答内容

(1) 校区別・回答内容別件数

下記の表とグラフは、平成 27 年度（2015 年度）に寄せられました市民要望を、「できる」「一部できる」「他の方法でできる」「検討中」「できない」「他機関所管項目」の 6 区分により、校区別及び回答内容別に表したものです。

回答内容	校区													合計
	久津川	古川	久世	深谷	寺田	寺田南	寺田西	今池	富野	青谷	その他	不明		
できる	2	-	2	-	-	-	-	1	6	9	32	-	52	
一部できる	1	-	-	6	-	1	-	-	13	1	17	-	39	
他の方法でできる	-	-	2	4	-	-	-	-	7	3	8	-	24	
検討中	1	1	4	4	-	-	-	3	5	10	24	-	52	
できない	-	1	4	11	-	-	-	3	19	3	27	-	68	
他機関所管項目	-	-	2	2	-	-	-	2	21	8	13	-	48	
合計	4	2	14	27	0	1	0	9	71	34	121	0	283	

※その他（校区）…市外からの要望や校区で分けられない団体によるもの等



(2) 要望内容別・回答内容別件数

次の表は、寄せられた要望がどのような内容で回答されたかを「建設」から「その他」までの11区分で表したものです。

区分 回答内容	建設	土木	交通・防犯	環境保全	保健衛生	農林・商工	教育・文化	福祉	市政一般	府及び国	その他	合計
できる	-	8	2	13	2	3	2	11	8	2	1	52 (18.4%)
一部できる	-	7	4	13	2	1	2	-	7	2	1	39 (13.8%)
他の方法で できる	-	16	1	3	-	1	-	-	1	-	2	24 (8.5%)
検討中	-	17	11	3	-	2	6	1	9	-	3	52 (18.4%)
できない	-	15	13	7	3	1	5	-	6	8	10	68 (24.0%)
他機関 所管項目	-	16	16	2	1	1	4	3	-	3	2	48 (17.0%)
合計	0	79	47	41	8	9	19	15	31	15	19	283 (100.0%)

※市政一般…自治会・防災に関するもの等

Ⅲ 専門相談

1 各種専門相談一覧表

この表は平成28年度(2016年度)の相談体制です。

各種相談	相談日	相談時間	相談場所 電話番号	相談担当者	
法律相談	毎月第2～第4月曜日	13時30分～16時10分(※1)	市民活動支援課相談室 0774-56-4001	弁護士	
司法書士相談	毎月第1月曜日	13時30分～16時00分(※1)		司法書士	
行政相談	毎月第2・第4木曜日	14時～17時		行政相談委員	
人権相談	毎月第2・第4金曜日	13時～16時 ※第4金曜日(9時30分～12時)ばれっとJOYOでも実施		人権擁護委員	
教育相談	毎週月～金曜日	8時30分～20時	ふれあい教室 0774-56-5308	青少年教育指導員	
障がい者相談	毎月第3金曜日	13時～15時	市民活動支援課相談室 福祉課 0774-56-4033	身体障がい者相談員 知的障がい者相談員	
交通事故相談	毎週火・木曜日	9時～16時	市民活動支援課相談室 0774-56-4001	交通事故相談員	
消費生活相談	毎週月～金曜日	9時～16時	城陽市消費生活センター (商工観光課内) 0774-56-4052	消費生活相談員	
家庭児童相談	毎週月～金曜日	9時～16時	福祉センター2階 家庭児童相談室 0774-56-4026	家庭児童相談員	
子育て相談	毎週火～土曜日	9時～16時	地域子育て支援センター 0774-55-9260	地域子育て指導員	
こころの相談	毎月第3木曜日	13時30分～16時	福祉センター2階 第1会議室 福祉課 0774-56-4033	こころの専門相談員	
高齢者のための総合相談	毎週月～土曜日	8時30分～17時	城陽市地域包括支援センター 0774-54-7330	社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員	
緑の相談	毎週水曜日	13時～16時(※2)	地域整備課 0774-56-4068	緑の相談員	
女性のための相談	一般相談 (電話・面談)	毎週火曜日	城陽市男女共同参画支援センター (ばれっとJOYO) 0774-56-5076	女性相談員	
		毎週金曜日 毎週土曜日			9時30分～12時
	専門相談	第2水曜日		9時30分～12時30分(※3)	女性専門相談員
		第3土曜日 第4水曜日		13時30分～16時30分(※3)	
法律相談	奇数月第1水曜日	13時30分～16時30分(※3)	女性弁護士		
市民活動相談	毎週木～日曜日	9時～19時	城陽市市民活動支援センター (文化パルク城陽内) 0774-55-1030	事業コーディネーター	
多重債務相談	月・水・金曜日	9時～16時	福祉課 0774-56-4034	多重債務相談員	
くらしと仕事の相談	毎週月～金曜日	9時～16時	福祉課 0774-56-4088	相談支援員	

※1 法律相談・司法書士相談は予約が必要です。

※2 電話による緑の相談は、毎週月～金、10時～16時に受け付けています。

※3 女性のための相談のうち、専門相談、法律相談は予約が必要です。

(注) 12時～13時は休憩時間となっている場合があります。

2 暮らしの困りごと合同相談

総務省京都行政評価事務所との共催による合同相談会「暮らしの困りごと合同相談」を実施しました。日常生活の中での悩みや困りごとなど、多岐にわたる相談内容に対応するため、各種相談を設置し、それぞれの専門相談員が相談に応じました。

【開催日時】

平成27年12月8日（火）午後1時～4時

【開催場所】

福祉センターホール、市民活動支援課相談室

各種相談	受付件数
司法書士相談	11
行政書士相談	15
税理士相談	6
労働相談	2
交通事故相談	1
人権相談	0
行政相談	5
法律相談	8
合計	48

3 各相談の内容

専門相談の件数は、年間6,259件で、前年度と比べ166件の減となっています。

	27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年 1月	2月	3月	計
A 法律	26	22	24	23	21	24	23	22	28	23	23	23	282
B 行政	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
C 人権	-	-	2	2	-	-	-	-	-	1	-	1	6
D 教育	63	48	110	60	16	77	65	50	48	45	61	67	710
E 障がい者	29	25	33	22	26	28	27	27	29	34	21	43	344
F 交通事故	26	24	21	22	27	14	14	18	13	22	14	20	235
G 消費生活	35	38	45	40	33	43	34	45	19	34	39	40	445
H 家庭児童	118	113	146	155	110	153	148	90	77	158	98	126	1,562
I 子育て	33	76	95	90	57	77	104	49	119	139	150	106	1,095
J ところ	-	2	2	1	-	2	-	1	-	1	-	-	9
K 高齢者	99	96	94	66	90	73	65	81	68	84	59	67	942
L 緑	26	35	20	17	8	3	8	7	5	3	8	10	150
M 女性	32	25	27	25	17	17	18	12	10	10	13	21	227
N 市民活動	9	5	11	5	7	6	17	18	8	15	13	9	123
O 多重債務	-	5	2	2	-	1	1	1	2	1	3	2	20
P 暮らしと仕事	5	3	5	11	9	8	7	12	12	10	14	12	108
計	571	517	637	542	421	526	531	433	438	580	516	547	6,259

A 法律相談

気軽に相談ができて適切なアドバイスが得られる法律相談は非常に好評です。内容は、「相続・贈与」、「離婚・夫婦関係」、「金銭」、「土地・家屋」の相談が多くなっています。相談件数は282件となっています。

内 容	相 続 ・ 贈 与	離 婚 ・ 夫 婦 関 係	相 隣	金 銭	借 地 ・ 借 家	土 地 ・ 家 屋	親 族	交 通 事 故	契 約	賠 償	人 権	そ の 他	合 計
件 数	95 (99)	44 (41)	13 (9)	25 (35)	16 (5)	21 (17)	7 (8)	3 (4)	13 (7)	9 (10)	0 (1)	36 (42)	282 (278)

B 行政相談

行政相談は、国やN T T等の特殊法人などの仕事に関する要望・意見・苦情を受け付けるものです。私たちの税金や年金、登記のトラブルなどで不審に思ったこと、不満を持ったことなどを相談していただければ、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が責任を持って仲介します。

行政相談は、幅広い内容についてお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

内 容	土 地	福 祉	府 ・ 国	環 境 保 全	市 政	交 通 ・ 防 犯	保 健 衛 生	建 設	そ の 他	合 計
件 数	1 -	- -	- (1)	- -	- (4)	- -	- -	- -	- (1)	1 (6)

※専門相談の表中（ ）は前年度の件数をさす。

C 人権相談

人権相談は、6件となっています。差別や虐待など、人権に関するどんな悩みごとでもお気軽にご利用ください。法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員がお聞きします。また、差別されたり、そのようなことをお聞きになったときには、すぐにご連絡ください。

内 容	相 隣	親 族	離 婚 ・ 夫 婦 関 係	人 権	相 続 ・ 贈 与	借 地 ・ 借 家	土 地 ・ 家 屋	そ の 他	合 計
件 数	1 (1)	- (1)	- (1)	2 -	- -	- -	- -	3 (1)	6 (4)

D 教育相談

教育相談は710件で、相談内容は「不登校」が最も多く、それには親子関係、学校生活、友人関係、進路問題などが複雑に関係している状況がみられます。

どのような問題でも早期の対応が大切です。小さなことでも気になることがあれば来所、電話、メールなどでご相談ください。

内 容	不 登 校	い じ め	進 路 ・ 学 習	家 庭	学 校 生 活 ・ 友 人	そ の 他	合 計
件 数	667 (548)	5 -	5 (12)	2 (11)	10 (43)	21 (88)	710 (702)

E 障がい者相談

障がい者相談は 344 件で、前年度に比べ 58 件の増加となっています。相談内容では、「補装具・日常生活用具」、「人間関係」に関する相談が多くなっています。

心配ごとや困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。

内 容	税金・割引等	家族・結婚等	機能訓練・社会活動等	補装具・日常生活用具	年金手当等	人間関係	就職・職業等	手帳交付	医療	生計	介護等	施設入所等	生活福祉資金	住宅	教育	その他	合計
件数	6 (4)	2 (5)	8 (11)	33 (222)	5 (5)	19 (11)	1 (1)	6 (10)	6 (8)	1 (1)	7 (2)	- (3)	- (-)	2 (-)	7 (2)	241 (1)	344 (286)

F 交通事故相談

交通事故の解決には、事故後の適切な処置が最も大切であり、中途半端な知識で対応したために示談などが行き詰まり、困ってしまうケースがよくあります。

被害者・加害者を問わず、少しでも早く相談し、専門知識をもった相談員のアドバイスを得ることが問題解決への近道です。

相談件数は 235 件で、「示談の仕方・効力」や「自賠責保険の請求方法」に関する相談が多くなっています。

内 容	賠償責任者	賠償金額の算定方法	過失の程度・割合	示談の仕方・効力	取消・解決後更の	自賠責保険の請求方法	物損事故の賠償問題	労災・社会保険	訴訟・調停の利用	各種機関へ斡旋紹介	法令・罰金・免停等	後遺障害の補償問題	その他	合計
件数	1 (6)	24 (39)	20 (22)	71 (68)	1 (1)	45 (25)	22 (18)	8 (8)	25 (9)	2 (12)	2 (4)	9 (15)	5 (9)	235 (236)

G 消費生活相談

平成 27 年度の相談件数は 445 件で、前年度から 50 件減少しました（前年度比 89.9%）。

相談の多い内容は、「運輸・通信サービス」で、サイトの登録料請求トラブルやメールによる架空請求に関する相談、光回線の通信事業者との契約トラブルに関する相談が目立ちました。

次いで、「金融・保険サービス」に関する相談が多く、生命保険の見直しや有名企業を騙った債権購入の劇場型勧誘に関する相談が目立ちました。

消費生活に関するトラブルで困ったときは、城陽市消費生活センターにご相談ください。

内 容	商 品										件数					
	商 品 一 般	食 料 品	住 居 品	光 熱 水 品	被 服 品	保 健 衛 生 品	教 養 娛 楽 品	車 両 ・ 乗 り 物	土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	そ の 他 の 商 品						
	47 (60)	21 (37)	14 (27)	5 (2)	9 (12)	17 (15)	32 (28)	6 (7)	21 (33)	- (1)						
内 容	役 務															合 計
	ク リ ー ニ ン グ	リ レ ー ン ス ・ タ ワ ー ・ 賃 貸 	工 事 ・ 建 築 ・ 加 工	修 理 ・ 補 修	管 理 ・ 保 管	役 務 一 般	サ 金 融 ・ 保 険 ・ サ イ ト	サ 運 輸 ・ 通 信	教 育 サ ー ビ ス	サ 教 養 ・ 娛 楽	サ 保 険 ・ 福 祉	そ の 他 の 役 務	内 職 ・ 副 業 ・ 相 場	他 の 行 政 サ ー ビ ス	そ の 他	
	4 (4)	9 (10)	9 (9)	6 (2)	- (2)	- (1)	50 (45)	116 (128)	- (1)	6 (4)	13 (13)	20 (26)	2 (2)	4 (4)	34 (22)	445 (495)

H 家庭児童相談

0～18歳の子どもたちが、心身ともに健やかに育ち、今を力いっぱい生き、将来を歩んでいくことができるように、子育ての悩みについて相談・助言を行っています。

平成27年度（2015年度）の相談件数は1,562件で、「養護相談（児童虐待相談を含む）」が94.6%を占めています。

また、平成17年4月から家庭児童相談室が児童虐待の通告窓口となって11年目を迎え、関係機関との連携を図り、早期発見、早期対応に努めています。

どんな小さな悩みでも自分ひとりで抱え込まないで、早めにご相談ください。

内 容	養 護 相 談 (児童虐待 相談を含む)	保 健 相 談	障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計
件 数	1,478 (1,741)	3 —	1 (1)	10 —	20 (101)	50 (150)	1,562 (1,993)

I 子育て相談

地域子育て支援センターでは、乳幼児の育児不安などについての相談を行っています。相談件数は1,095件で、前年度に比べ254件の増となっています。電話相談や来所相談、あそびのひろば訪問時の相談など、お気軽にご相談ください。

なお、地域子育て支援センターでは、子育てに関する情報の提供、子育て支援講座の開催、子育てサークルの育成・支援なども行っています。

内 容	基 本 生 活 習 慣	発 達 ・ 発 育	医 学 的 問 題	生 活 環 境	育 児 方 法	そ の 他	合 計
件 数	186 (121)	201 (140)	21 (18)	11 (13)	201 (203)	475 (346)	1,095 (841)

J こころの相談

人間関係や日々の生活の中で受けるストレスから、不安やこころの不調を感じたりすることは誰にもあります。

こころの不調などに悩まれている市民の相談を専門相談員がお受けします。

内 容	医 療	家 族 関 係	合 計
件数	2 (4)	7 (5)	9 (9)

K 高齢者のための総合相談

城陽市地域包括支援センターを平成18年4月に設置しました。同センターでは、城陽市にお住まいの高齢者のために、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3職種を配置し、総合相談や権利擁護等の支援を実施しています。

10年目を迎え、同センターの存在も知られるようになり、また、高齢者の増加により「介護保険制度」に対する関心が高まっていることから、開設当時に比べ、相談件数が増加しています。平成27年度の相談件数は942件でした。

内訳では、「介護保険サービス」に係る相談が多くありました。続いて「認知症及び精神保健」、「医療・健康」の相談となっています。虐待を含む「権利擁護」に関する相談については、解決するまでに長期間を要しています。

相談者は、家族、本人や介護サービス事業者・民生児童委員等の福祉関係者からの相談がありました。

内 容	権利擁護 (虐待等含む)	介護保険サービス	介護保険以外のサービス	(認知症及び精神保健 等含む)	医 療 ・ 健 康	介護家族の健康等	(ケアマネ支援 に限る)	そ の 他	合 計
件数	21 (31)	661 (587)	44 (34)	97 (92)	55 (67)	12 (9)	2 (7)	50 (64)	942 (891)

L 緑の相談

草花、庭木の育て方などの植物に関するさまざまな相談に応じます。平成27年度の相談件数は150件でした。

相談内容は、植物の生育方法に関する相談が多く、続いて、緑の諸制度（グリーンバンク、生け垣助成、記念グリーン配布など）に関するものの順となっています。

日頃育てられている植物の管理や栽培について、疑問に思われることがあればお気軽にご相談ください。

内容	病害虫	生育方法	剪定	緑の諸制度	その他	合計
件数	22 (25)	69 (96)	12 (20)	27 (48)	20 (32)	150 (221)

M 女性相談

女性が抱えているさまざまな悩み（結婚生活・親子関係・セクハラ・配偶者からの暴力など）についての相談を、城陽市男女共同参画支援センター「ぱれっとJOYO」で実施しています。月3回の専門相談のほか、弁護士相談（奇数月に1回）、週3回の一般相談（面談・電話）を実施しており、平成27年度の相談件数は227件で、「夫婦間の悩み」が40%以上を占めています。続いて、「親子・家庭の悩み」、「仕事上の問題」に関するものの順となっています。

保育室も設置していますので、お子さまを預けて相談を受けられます。

ひとりで悩まず、安心して、まずご相談ください。

内容	生き方	こころ	からだ	仕事上の問題	夫婦間の悩み	親子・家庭の悩み	人間関係の悩み	性・性的被害	暮らし	その他	合計
件数	16 (38)	6 (20)	2 (1)	21 (11)	93 (144)	50 (72)	18 (23)	4 (2)	15 (20)	2 (2)	227 (333)

N 市民活動相談

市民活動支援センターは、市民生活のさまざまな分野で市民の主体的な活動やNPO・ボランティア活動が活発に展開されるよう、それらの活動を支援する目的で、平成19年4月に開設し、9年目を迎えました。

相談内容の内訳としては、パソコン操作等の「PC・IT情報技術」に関する相談や、活動団体を知りたい人からの「団体照会」の内容が多くなっています。

内 容	グ ル ー プ マ ネ ジ メ ン ト	広 報 ・ P R	資 金 調 達	団 体 間 連 携	ボ ラ ン テ ィ ア マ ネ ジ メ ン ト	団 体 設 立	P C ・ I T 情 報 技 術	団 体 照 会	法 人 化	団 体 検 索	助 成 金	そ の 他	合 計
件 数	5 (2)	6 (3)	1 (1)	3 (4)	2 (10)	8 (1)	27 (21)	20 (4)	1 -	1 (2)	14 (30)	35 (38)	123 (116)

※グループマネジメント：市民活動団体の総合的な運営相談

※ボランティアマネジメント：ボランティア募集やコーディネートに関する相談

O 多重債務相談

多重債務相談窓口を設置し、多重債務を抱えている市民の相談に相談員が対応し、法律の専門家である司法書士につなぐなどの支援を行っています。多重債務でお困りの際には、お気軽にご相談ください。

平成27年度の相談件数は、20件でした。

P くらしと仕事の相談

くらしと仕事の相談窓口を設置し、「仕事がなかなか見つからない」「家賃を滞納している」「引きこもりの生活をなんとかしたい」など、生活や仕事などでお困りの人に対し、専任の相談支援員が話を聴き、一人一人の状況に応じた支援を平成27年4月から行っています。お気軽にご相談ください。

平成27年度の相談件数は、108件でした。



市章

城の文字と太陽のイメージを合わせたマーク。
昭和30年4月、町制施行4周年を機に制定。

城陽市歌

明るくのびのびと

作詞 龍村 孟雄
作曲 中原 都男

1. うめか おーる やま べにのべに ちゃの
みどりほのか にも ゆーる もろ びとのここ
ろ一のすみか うつくしきわれらのまち
よ ひか りあれ ひか りあれ ひか り あ
れ じょうよう うつ くしまち

2. ^{まつ}松あおき ^{こう す やま}鴻の巣山に
^{といな}鳥啼きて ^{あか}明るき陽ざし
こだまする ^{つち}槌のひびきに
ひらけゆく われらのまちよ
^{さかえ}栄あれ ^{さかえ}栄あれ ^{さかえ}栄あれ
^{じょうよう}城陽 ひらけゆくまち

3. ^{すな}砂しろき ^{きづ}木津の流りに
^{こがね}黄金なす ^{いなほ}稲穂のみどり
^{やま}山の幸 ^の野の幸さわに
ゆたかなる われらのまちよ
^{めぐみ}恵あれ ^{めぐみ}恵あれ ^{めぐみ}恵あれ
^{じょうよう}城陽 ゆたかなるまち

(昭和34年2月15日制定)

市民の声

発行：城陽市市民環境部 市民活動支援課

京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

〒610-0195 電話(0774)56-4001



古紙配合率70%再生紙を使用しています
大豆油インキを使用しています